

ドイツ静態論の潮流と種々相

五十嵐 邦 正

I 序

周知の通り、ドイツ会計学を論じる場合に一つの重要なメルクマールは、貸借対照表をどのように捉えるかという問題である。この貸借対照表の見方 (Bilanzauffassung) に関しては、これまで貸借対照表について利益計算を重視する考え方と、それとは対照的にある種の状態表示的側面を重視する考え方が鋭く対立している。前者を動態論 (dynamische Bilanzauffassung) といい、後者を静態論 (statische Bilanzauffassung) という。従来、ドイツ会計学は静態論から動態論への発展史と解する見解が一般的である。たしかに、静態論及び動態論という用語自体をはじめて用いたのはシュマーレンバッハ (E. Schmalenbach) である。その後の貸借対照表論の進展を考えると、彼の主張する動態論が果たしてきた役割はきわめて大きいといわなければならないであろう。その意味で、既述の図式も十分首肯できるところである。

けれども、それが静態論の完全な否定を意味するとすれば、それは必ずしも正鵠を射たものとはいえない。後述するように、静態論から動態論へという図式において、否定されたとされる静態論はある特定のタイプのそれにすぎないからである。言い換えれば、それ以外の多種多様なタイプの静態論が実は存在するだけでなく、今なお静態論はドイツにおいて論じられているのである。この小論では、ドイツ会計学の主流を形成する動態論と著しく好対照を成す静態論に関するこれまでの潮流を概観するとともに、その様々な側面からみた種々相にも論究し、静態論の現代的役割についても検討することにした。

II 商事貸借対照表の発展と静態論

静態論の潮流を考察する場合、一つの有力な手掛かりとなるのは、それと商事貸借対照表 (Handelsbilanz) との関係である。その理由は、ドイツ会計学の中心を成すのが貸借対照表法 (Bilanzrecht) であり、静態論も実はある意味でそれとの関係で生成し発展してきたといっても過言ではないからである。そこで、その問題を取り上げるにあたって、ここではオーバーブリンクマン (F. Oberbrinkmann) の所説について検討する。彼は過去から現在までに至る商事貸借対照表法の発展史との関係で、静態論及び動態論について詳しく論じているのである。⁽¹⁾ 彼に従うと、静態論は次の2つの時代区分に整理される。1つは比較的古い文献における静態論であり、これは1861年普通ドイツ商法 (Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch) から1965年株式法 (Aktienrecht) に至るまでの期間に相当する。もう1つは、比較的最近の文献での静態論であり、これは1965年株式法の制定から1985年商法制定を経て今日に至るまでの期間に相当する。

1 比較的古い文献での静態論の時代区分

まず最初に比較的古い文献での静態論に関してである。オーバーブリンクマンはこの時代の静態論について次の3つの段階に整理する。すなわち、第1段階から第3段階までである。このうちで第1段階は、1861年普通ドイツ商法の制定からシュマーレンバッハ学説が登場するまでの期間である。第2段階は、シュマーレンバッハ学説が登場した1908年頃から、それが完成する1919年までの期間である。そして、第3段階は、シュマーレンバッハ学説が確立してから

(1) 彼の文献は次の通りである。F. Oberbrinkmann, Statische und dynamische Interpretation der Handelsbilanz, Düsseldorf, 1990年。この彼の学説の概要については、拙稿、「ドイツ貸借対照表法の発展と貸借対照表観」『商学集志』(日本大学商学研究会), 第67巻第2号, 1997年9月参照。

1965年株式法の改正までの期間である。以下、これに即してその内容をみていく。

(1) 第1段階

いうまでもなく、普通ドイツ商法の制定はニュルンベルク会議のなかで活発に議論された。このなかで提出されたのがプロシャ草案とオーストリア草案であった。1856年プロシャ第1草案の第33条では、1794年プロシャ普通国法（Preußisches Allgemeines Landrecht; ALR）に依拠してすべての商人に財産目録及び貸借対照表に計上される財産に関してその取得原価による評価が想定されていた。ところが、1857年プロシャ第2草案第31条では債権者保護の見地から真実の財産状況（wahre Vermögenslage）を把握するために、取得原価による財産評価基準に代えて、時価評価に基づく財産測定が重視されるようになったのである。他方、オーストリア草案第58条では財産目録及び貸借対照表に計上される商品や売掛債権などの財産に関して、真実価値（wirklicher Werth）による評価が主張されたのである。

このような種々の草案の討議を通じて最終的に制定されたのが1861年普通ドイツ商法である。その結果として、第28条ではすべての商人に対する商業帳簿の作成が義務づけられたのである。第29条ではすべての商人に対して開業及び毎決算時点において財産と負債の関係を示す決算書（Abschluß）としての財産目録及び貸借対照表の作成が義務づけられた。そして、第31条では財産目録及び貸借対照表の作成に際して、すべての財産及び債権についてその作成時点での「付すべき価値」による評価が定められたのである。これらの規定をめぐって静態論的思考が重視されるようになったのである。

A 第1段階の前半の時期

第1段階はさらに詳しく検討すると、前半と後半に分けられるとオーバークリンクマンは考える。このうちで前半は特に1861年普通ドイツ商法自体の規定中心とした時期である。これについて数多くのコンメンタールと解説書が出版されることになった。これによると、当初は簿記及び貸借対照表に関する規定

よりも、むしろ商業帳簿の証拠力 (Beweiskraft) に関心が置かれた。貸借対照表規定に関していえば、法規定及びニュルンベルク会議の議事録を基礎として、商人自身に対する自己情報任務としての財産測定が一義的であるという見解が支配的であった。また、アンシュッツ (A. Anschütz) & フォン・フェルデルンドルフ (von Völderndorf) は特に第31条規定について詳しく論じている。一般に動産などには流通価値 (Verkehrswert) による評価が原則であるが、ただし商品には価値減少を考慮した購入価値で評価し、商品に関して未実現利益の排除を主張する。いずれにせよ、このような財産評価はもっぱら財産状態の測定の面から論じられているのである。その結果、「この財産測定を支持する文献では、自己情報の内部で利益測定に全く独自の意義が与えられないのである。」⁽²⁾しかし、この点は、普通ドイツ商法第107条において合名会社の利益測定に関する規定とは直接的に関係づけられてはいないのである。⁽³⁾その後、初期静態論との関係で重要なものは、有名な1873年帝国高等商事裁判所 (Reichsoberhandelsgericht) の判決である。このなかで注目すべきは以下の通りである。第1に、商的貸借対照表はある特定時点において一方で財産状態の把握を直接的な目的とすると同時に、他方で異なる時点の貸借対照表の純財産比較に基づいて成果の測定にも間接的に役立つ点である。第2に、一般に財産評価にあたって客観的・真実の財産表示の面から取引で獲得しうる時価ないし売却価値に基づいて評価する点である。いわゆる擬制的・瞬間的・一般的換価の考え方 (Idee einer fingierten augenblicklichen allgemeinen Realisierung) がこれである。第3に、その評価にあたって企業の清算を前提とせず、企業の継続を前提とする点である。

このように、第1段階の前半では普通ドイツ商法規定及びその沿革、さらに

(2) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 83頁。

(3) この点に関してオーバーブリンクマンは批判的である。その理由は、貸借対照表法の発展史からみると、利益測定は企業の経済状態に関する自己情報として認められており、財産測定を一義的としながらも、それとの関係で利益測定は二義的地位をもつと主張する (F. Oberbrinkmann, 前掲書, 84頁)。

は1873年帝国高等商事裁判所の判決を中心として貸借対照表に関して真実な財産表示の面がとりわけ重視されていたことがわかる。ここにその大きな特徴が存するのである。なお、利益測定に関しては当初はそれを全く無視する立場と、1873年帝国高等商事裁判所の判決にみられるように、純財産の測定を主としながらも、その二時点間の比較に基づく利益測定を副次的に容認する立場とが混在していたようである。いずれにせよ、財産測定を中心とする考え方が支配的である。この点から事実上、ドイツ静態論が生成したといわれるゆえんである。また、財産評価については客観的な真実の財産表示目的から財産の時価評価が展開されていたのである。なお、この時期には企業の解散を前提とし、清算価値による財産評価を展開する学説も存在していたはずであるが、この点に関してオーバーブリンクマンは論及していない。

B 第1段階の後半の時期

第1段階の前半から後半へのきっかけとなったのは、1871年に刑法典 (Strafgesetzbuch) のなかに罰則規定が設けられた点である。すなわち、商人が支払不能となったときに商業帳簿及び貸借対照表の作成を怠っていた場合には、詐欺破産として懲役に処せられるようになったのである (刑法第281～第283条)。この規定により、商業帳簿及び貸借対照表の作成が強制力を有するに至ったのである。支払不能の回避とそれによって債権者保護を目指すこの規定は、その後、1877年破産法 (Konkursordnung) 第209条・第210条に受け継がれたのである。この破産法における罰則規定との関係で、商法上の商人自身に対する自己情報義務に関する静態論的な新たな方向が示されてくるのである。その大きな特徴は、貸借対照表に関して財産測定だけを重視する傾向である。例えばピュシェルト (S. Pucherlt) やカイツナー (H. Keyszner) などのコンメンタールがそうである。また、1880年から1906年までの期間では帝国裁判所もまたもっぱら財産測定を中心とした貸借対照表解釈を前提としていたといわれる。

他方、このような財産測定を中心とした貸借対照表解釈と並んで、従来同様に二元的な貸借対照表観も文献及び判例で見出すことができるとオーバーブリン

ドイツ静態論の潮流と種々相

ンクマンは考える。⁽⁴⁾例えばリング (V. Ring) やゴールドシュミット (L. Goldschmidt) などがそうである。そこでの共通点は純財産の測定が一義的であり、成果測定はその純財産測定の結果として派生的に生じるあくまで副次的な地位として解されている。

商法上の貸借対照表の目的観に関するこのような相違点はあるにせよ、財産評価に関してはすでに触れた1873年の帝国高等商事裁判所の判決で明示された評価する者の主観的な要素を排除し、時価に基づく客観性を重視する傾向がこの第1段階の後半でも引き続き見出される。いわゆる客観価値 (objektiver Wert) がこれである。ところで、この客観価値という面から、販売価値として市場のなかで示される価値は事実上、継続企業のもとの普通価値 (gemeiner Wert) にほかならないという、主として税務上の判決での見解がその後広ま⁽⁵⁾っていく。この普通価値はプロシャ普通国法第112条で客観価値として論じられたものである。これは、ある財がその客観的性質上すべての所有者にとって、主観価値と対照的に有する価値を意味し、明らかに個人的な主観価値と対立する。その結果として、帝国高等商事裁判所の判決で明示された客観価値は、プロシャ普通国法での普通価値と一致するという解釈が主張されるのである。

(2) 第2段階

比較的古い文献における静態論の第2段階は、オーバーブリンクマンによれば、シュマーレンバッハ学説の生成と密接に関係する。というのは、静態論 (Statik) 及び動態論 (Dynamik) という用語をはじめて用いて両者の貸借対照表の見方に関する根本的な違いを明確化したのはシュマーレンバッハにほかならないからである。ところで、この第2段階においては、次の2つの特徴があるとオーバーブリンクマンは考える1つは、シュマーレンバッハによる静態論の概念規定に関してである。もう1つは、静態論の立場から貸借対照表法史に関する再構成が試みられる点である。

(4) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 94頁。

(5) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 99~100頁。

A シュマーレンバッハによる静態論の概念規定

オーバーブリンクマンによると、シュマーレンバッハは静態論についておよそ以下の3つに異なって規定すると解される。1つは、シュマーレンバッハの初期において商法上の商業帳簿及び貸借対照表規定を解釈しようとする時期においてである。特に彼の「簿記法の欠点」（1907/08年）と題する論文では静態論を破産法に方向づけられた貸借対照表の見方と捉える傾向が強い。この点についてオーバーブリンクマンは「企業の破産時に債権者にとってのリスクは、財産状態に関する概観によって回避されるはずである。財産状況を知らないことがしばしば倒産の原因であろう。」⁽⁶⁾という考え方が基礎となっているという。

その後の論文、とりわけ「修繕の記帳」（1907/08年）及び「減価償却」（1908/09年）、さらに「普通貸借対照表法について」（1916年）などの論文においては、財産測定という貸借対照表任務をもつ考え方を静態論とシュマーレンバッハが捉えると、オーバーブリンクマンは理解する。シュマーレンバッハは普通ドイツ商法第28条における“財産の状態”あるいは第29条における“財産と負債の関係を示す決算書”にみられる財産概念について検討した結果、それが多義的で必ずしも明確でないと説く。それ故に、シュマーレンバッハは貸借対照表法の要求からは役立ちうるものを見出すことができないと結論づけるのである。この点からオーバーブリンクマンはシュマーレンバッハによる静態論の概念規定の問題点を次のように指摘する。「シュマーレンバッハは、立法者が意図した上述の財産概念の目的方向を否定する。それによって同時に財産測定に彼が狭めて固定化し、静的と呼ぶ貸借対照表任務は法と結合できないと総括する。」⁽⁷⁾つまり、従来貸借対照表法においては財産測定を一義的とし、その結果に基づいて成果測定を副次的とする静態論的な解釈が一般的であったが、シュマーレンバッハは財産測定のみで静態論を限定しようとしたというわけである。これがオーバーブリンクマンのいうシュマーレンバッハによる静態論の狭義的解釈に

(6) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 108頁。

(7) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 109頁。

ドイツ静態論の潮流と種々相

ほかならない。

さらに、その後シュマーレンバッハはこの意味における静態論的解釈を貸借対照表法から全く切り離し、「普通価値に関する理論的研究」(1917/18年)と題する論文では“真実価値”をもはや市場価値の意味ではなくて、将来収益価値(Zukunftsertragswert)として捉えるのである。そして、ついにシュマーレンバッハは、「動的貸借対照表論の基盤」(1919年)の論文において静態論自体の説明を完全に放棄するに至るのである。この点に関してオーバーブリンクマンはシュマーレンバッハの静態論の概念規定を以下のように厳しく批判する。「彼の論考に基づいて、しかも将来に決定的な説明モデルとして引き合いに出される静的貸借対照表観は、この理由から貸借対照表任務を単に財産測定として含む。この時点まで広範囲に認められていた二元論は、成果測定⁽⁸⁾の放棄によっても発展全体によっては正当づけられず、しかも限定された財産測定面に狭められる。」

B 静態論の立場に基づく様々な理論形成

このようなシュマーレンバッハによる静態論の概念規定と並行してこの時期において注目すべきは、貸借対照表規定をめぐってその生成史に関する理論形成と、静態論という用語はまだ定着していないにせよ、事実上その内容を包含する会計思考とが展開する点にその特徴がある。そのなかでオーバーブリンクマンはパッソウ (R. Passow), コフェロ (R. Kovero), リオン (M. Lion), オスバル (W. Osbahr), フィンダイセン (F. Findeisen) などの考え方を重視する。その理由はこうである。一方でパッソウは、ドイツ貸借対照表法史において最も議論のあったいわゆる“付すべき価値”(1897年商法第40条)の解釈について真実の客観的売却価値を意味すると結論づける。他方で、これが必ずしも取得原価評価を前提とした実務に適合せず、1897年商法第40条の規定の削除を提案し、これに代えて正規の業務の原則 (Grundsätze der ordentlichen

(8) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 110頁。

Geschäftsführung) に適した評価を主張するのである。また、パッソウはもその当時の会計実務についても十分検討した結果、貸借対照表の意義として次のように解釈する。すなわち、第1に総額に基づく財産状態、つまり総資産と総負債の把握、第2に純財産の把握、そして第3に純財産の増加ないし減少としての損益の把握である。このパッソウの貸借対照表観は、オーバープリンクマンによれば、その当時の静態論の現状を示すと解されている。特にこのパッソウにおいては、従来よりも利益測定により高い地位を与えられているという。パッソウにとっては、この利益測定の結果は、企業の継続か解散か、あるいは企業規模の拡大が縮小かといった意思決定に重大な影響を及ぼすだけでなく、さらに企業の外部者にとっても重大な関心があるからである。

この時期においてコフェロもまた静態論の立場を強調している。彼は、ニュルンベルク会議の審議内容を検討した結果、“付すべき価値”を真実価値と捉える。その場合、彼のいう真実価値は価値の真実性と現在性を有するものでなければならない、しかも従来解釈のように販売市場を指向した時価としての客観的売却価値ではない。これとはむしろ対照的に調達市場を指向した時価、すなわち客観的現在取得価値としての再調達原価を主張するのがその特徴である。そして、かかる評価を前提とするときには、取得原価を中心とした会計実務との間に評価差額が生じる。両者間の調整を図るために、財産表示の見地から未実現損益の貸借対照表への表示がコフェロ学説において重要な課題となるのである。

リオンは商法と税法に組み込まれる法的な貸借対照表の意義について検討し、そこでは企業の純財産表示が一義的であるとみなす。その点から彼は明らかに静態論の立場に立つ。利益測定は貸借対照表の直接的な任務ではなく、二時点間の貸借対照表による比較によってはじめて利益測定が可能となるというのである。そこでは企業継続の前提で利益測定が行われる。これに対して、商法は“価値”のもとで真実の客観的売却価値を通説では中心としている。その結果、取得原価に基づく商慣習と商法上の評価規定とは結合しえないと主張する。

ドイツ静態論の潮流と種々相

オスバルは、1897年商法第39条に基づいて商人には財産と負債の対照による純財産表示が要求され、その勘定表示は債務弁済能力の測定にもまた役立つと考える。商法上の評価に関しては客観的売却価値が絶対的貸借対照表真実性の面から要請されると解する。したがって、減価償却は二時点における客観的売却価値の差額として把握される。また、オスバルは従来の貸借対照表に関する種々の考え方についても類型化を試みている。その1つは既述のような純粹の商法的見解、2つめはシモン (H. V. Simon) を中心とした法学的見解 (法解釈に留意しながら経済的真実性の把握を目指す。)、3つめはフィッシャー (L. Fischer) を念頭に置いた経済の見解 (簿記問題として貸借対照表を捉える。)、そして4つめは営利経済政策的見解 (簿記と貸借対照表を営業管理手段として捉える。) である。

経営経済的税務論の創始者といわれるフィンダイセンは、静態論の継承者とオーバーブリンクマンはみなす。1920年のライヒ所得税法の説明に触れた、静態論的見解からフィンダイセンは利益が一会計期間の純財産増加であると主張する。

このように、比較的古い文献の第2段階では、一方でシュマーレンバッハが静態論的な貸借対照表任務のうちで副次的な利益測定を排除し、もっぱら財産測定任務のみに限定する考え方がそれ以降普及すると同時に、他方で貸借対照表法上の財産評価に関しては一般に時価に基づく時点的な財産測定を重視する考え方が支配的であったとオーバーブリンクマンは捉える。⁽⁹⁾

(3) 第3段階

比較的古い文献における静態論の第3段階に至ると、従来とはやや異なる傾向がでてくる。というのは、静態論はこれまで貸借対照表法との関係で重視されてきた会計思考であるのに対して、それとは異質の方向性が示されてくるからである。すなわち、法律的会計思考とは一応離れて経営経済的思考と静態論

(9) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 123頁。

は結合する方向が顕著になるのである。この辺の事情についてオーバーブリンクマンは次のように述べる。「論者は貸借対照表法の解釈問題から方向転換し、シュマーレンバッハに依拠して静的な貸借対照表論ないし貸借対照表理論と呼ばれる経営経済的考察に静的貸借対照表観を移行させる⁽¹⁰⁾。」

例えばテア・フェーン (V. ter Vehn) は、経営経済学者としてはじめて静的貸借対照表が未実現利益も考慮する財産計算であると規定している。さらに、この経営経済学としての静態論者として有名なル・クートル (W. le Coutre) は、実務の貸借対照表がけっして財産の判断に役立たず、しかも一会計期間に稼得された利益の一部しか示さないと主張する。その結果、実務の貸借対照表は企業の投下資本の維持を前提とした消費可能利益を示すと解される。それ故に、それは財産貸借対照表というよりは、むしろ資本貸借対照表 (Kapitalbilanz) としての性質を有すると解されるのである。そこでは特に財産及び資本の経営経済的機能や、経営管理のための貸借対照表分類論が特に強調され、財産評価論に重点が置かれられないのである。この点について「歴史的取得原価を同時に擁護することに伴い、商事貸借対照表に関する主に静的解釈との根本的な差異が生じる⁽¹¹⁾。」とオーバーブリンクマンは述べる。

このような理由から、経営経済学における静態論は従来の貸借対照表法解釈とは異なる見方を示し、経営管理の一手段としての貸借対照表に関する静的側面との関係が一層密接となるのである。そこでは、これまで主張されていたように、主として時価に方向づけられた財産測定を一義的とし、それに基づく純財産比較による利益測定を二義的とする静態論とは全く異質の内容を示唆するといっているのである。この点に関して、「取得原価への方向性は概念上静的貸借対照表理論を静的貸借対照表法解釈から完全に分離させる⁽¹²⁾」とオーバーブリンクマンは述べている。

(10) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 121頁。

(11) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 122頁。

(12) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 124頁。

2 比較的最近の文献での静態論の時代区分

比較的古い文献での静態論と対照的なのが、比較的最近での文献における静態論である。オーバーブリンクマンによれば、この起点は1965年株式法の改正である。これ以降、現在に至るまでの期間が比較的最近における静態論に属するとオーバーブリンクマンは規定する。さらに、彼はこの時期を次のように細分する。1つは1985年商法制定までの第1期である。もう1つは1985商法制定以降の第2期である。以下、それぞれの内容について検討する。

(1) 第1期間における静態論

第1期はおおむね次の前半と後半に細分される。前半は1965年株式法の制定から1970年代の中頃までの約10年間に相当する。これに対して、後半は1970年代中頃から商法の制定までの期間である。

A 前半の期間

① モクスターの“新静態論”構想

この前半の期間において特徴的なのは、モクスター (A. Moxter) が静態論の再構成を試みる点である。彼は商業帳簿規定の意味を債権者保護の見地から破産法上の罰則規定のなかにみる。それによると、第1に全く帳簿をつけていない場合、第2にそれを破棄した場合、第3にそれを隠匿した場合、第4にそれから財産状況を認識できない場合、第5に適切な会計を怠る場合に、支払不能なし破産したときには罰せられる (破産法第239条、第240条)。この規定を根拠にしてモクスターは、普通ドイツ商法第29条及び1897年商法第39条における貸借対照表の任務を明らかに静的な債務弁済能力の意味に解するのである。ここで問題となるのは、この債務弁済能力を解散財産 (Zerschlagungavermögen) の意味で捉えるのか、それとも継続財産の意味で捉えるのかである。

このうちで継続財産の意味での債務弁済能力についてすでに論じたのがジモン学説であるとモクスターは考える。しかし、継続企業の前提では債務弁済能力の判定にとって決算時点で作成される貸借対照表は不十分であり、それには

資金計画（Finanzplan）が不可欠であると説く。これに対して、企業の解散を予定する場合にはじめて債務弁済能力の判定は有益となると彼は考える。既述の1873年帝国高等商事裁判所の判決で示されたこの企業の解散を前提として個別売却価値評価による財産評価が債務弁済能力の判定に重要な手掛かりを提供すると彼は主張するのである。

他方、有限責任を前提とする株式法上の計算規定に関してもモクスターは静態論の立場から説明する。いうまでもなく株式法の規定においては株主に対する配当規制（Ausschüttungssperre）が重要となる。この配当規制は静態論の基本思考を表現したものと彼は解するのである。つまり、債務弁済能力のコントロールは単に財産及び負債に関する情報に関係するだけでなく、債務弁済能力のリスクとの関係で配当規制にもまた関係するというのである。ここでは配当規制も実は債権者保護の見地に基づく責任財産の意味で静態論的に解されていることは注目すべきである。その結果、「株式法上の取得原価主義は最低責任財産の維持に対する中心価値としての個別売却価格に反しない。取得原価は価値評価の上限を制限し、それによって一般に個別売却価格を規制する。⁽¹³⁾」

このように、一般商人に対する財産の個別売却価格規定にせよ、株式法上の取得原価を中心とした配当規制にせよ、いずれもモクスターは債権者保護の見地に基づく債務弁済能力との関係で捉える点にその大きな特徴があるといつてよい。彼がかかるといわれる考え方を“新静態論”（Neostatik）と呼ぶのは、かつて1873年の帝国高等商事裁判所の判決結果を再構成した理論であることに起因する。このモクスターの解釈について、オーバークリンマンは批判的である。その主な理由は、第1に1861年普通ドイツ商法の制定当時においては支払不能の防止策として経済状況に関する自己情報を一義的に商人に義務づけたにすぎず、けっして債務弁済能力について自己情報を限定していなかった点である。第2に、モクスターが貸借対照表の任務としてもっぱら債務弁済能力という財産測

(13) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 224頁。

定のみとみなし、その財産測定から誘導される成果測定を軽視する点である。⁽¹⁴⁾

② 1965年株式法及び1969年所得税法に基づく静態論解釈の方向

1965年株式法の計算規定のなかで注目すべき改正が行われた。第1は、第153条3項において自己創設による無形財の計上が禁止されたのである。第2は第152条7項において引当金の計上が限定され、いわゆる費用性引当金(Aufwandsrückstellung)の計上が禁止されたのである。第3は第152条9項において借方計算限定項目(Rechnungsabgrenzungsposten)の計上が制限され、その計上に際しては費用期間の特定が前提となったのである。このような改正点から、貸借対照表に対する客観性(Bilanzobjektivierung)と、法的観察法(rechtliche Betrachtungsweise)が重視されるようになったのである。ここに従来支配的であった動的及び経営経済的に解釈されてきたGoBの終焉を告げるものと解される傾向が生じてきたとオーバーブリンクマンは理解するのである。そして、1969年所得税法の改正はこの株式法の改正を税務貸借対照表にも反映させたため、一段と動的支配の崩壊を決定的とみる結果に拍車がかかったのである。

これとの関連で注目すべき動向を示すのが連邦財政裁判所(Bundesfinanzhof)の判決内容である。なぜならば、商事貸借対照表法は、いわゆる基準性原則を通じて税務上の判例の中心的な位置を占めるからである。その直接的な契機となったのが1969年6月24日の連邦財政裁判所の判決である。引当金の計上に際して動態論の見地から費用収益の対応原則ではなくて、ストックとしての

(14) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 223頁。“新静態論”の考え方についてオーバーブリンクマンは次のように結論づけている。「総じてモクスターの静的解釈は、一部にしか歴史的再検討の結果と調和しえない。文言、意味の関係づけ、生成史に基づく法律上の解釈の試みの方向で貸借対照表任務及び貸借対照表構想を測定する彼の試論は、歴史的な貸借対照表法の発展、法律資料及び文献や、判例の解釈の分析を十分に考慮していないために本質的に失敗している。帝国高等商事裁判所及びジモンのコンメンタールについての教義的解釈は貸借対照表法解釈の構成要素ではない。モクスターが述べる貸借対照表観は、それによって貸借対照表法解釈のプロセスで展開された“静的”貸借対照表法観に合致しない。」(F. Oberbrinkmann, 前掲書, 226頁)

厳格性，つまり法的な性質がその計上の要件とされたからである。これを通じて動態論から静態論への方向転換が印象づけられたのである。このような背景から，様々な形での“静態論”的会計思考が展開されるのである。

なかでも最も特徴的なのは，貸借対照表法上の種々の規定と，既述の連邦財政裁判所の判決で示された基本思考，すなわち経済的観察法（wirtschaftliche Betrachtungsweise）である。ここで経済的観察法とは，法解釈方法の判断との関係で法規定の理解だけでなく，この法規定が適用される実情の判断にもなる考え方を指すといわれる。連邦財政裁判所が引当金問題で重視する経済的観察法は「経済的に特徴づけられる算入方法というよりはむしろ，法形式的な（formalrechtlich）債権債務の発生が重要ではなくて，事業財産の増減が経済的に生じたかどうか重要となるという一般的な思考に基づく。」⁽¹⁵⁾それ故に，経済的観察法ではあくまで法の目的が解釈の中心である。したがって，それは法認識の目的適合法（teleologische Methode der Rechtsfindung）として性格づけられるのである。

かかる法的意味での貸借対照表の性質が強まるにつれて，当然，貸借対照表の内容も変化せざるをえない。そこで再び登場するのが法的な意味での貸借対照表の性格づけに関連した“静態論”的会計思考の重視である。

これを如実に示すのが経済的観察法の結果として静態論を経営経済的な動態論の逆とみる見解である。例えばミュンヘン連邦財政裁判所長のバイセ（H. Beisse）は適正な期間利益の測定を重視する会計思考を動態論，また特別な財産概観を伴う利益測定貸借対照表を静態論と規定する。商事貸借対照表法は個別売却原則を伝統とし，解散静態論を中心とするのに対して，税務貸借対照表法は継続静態論が決定的であるとバイセは理解している。⁽¹⁶⁾ドイツ連邦会計検査院であるアイベルスホイザー（M. Eibelshäuser）は，1969年所得税法改正以降の

(15) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 235頁。

(16) この詳細については，拙著、『現代静的会計論』森山書店，平成11年，49～50頁参照。

ドイツ静態論の潮流と種々相

連邦財政裁判所の判例を分析した結果、次のように結論づける。一方で有形財や無形財に関しては商法上の個別売却可能性を中心とする解散静態論に基づく厳格な静的思考を緩和して、継続静態論を前提として商人の判断を制限する客観性が要請される。これに対して、特に引当金に関しては法的意味における負債もしくは経済的発生原因の狭い解釈に方向づけられた限定的な負債概念に依拠しており、その意味でここでは依然として解散静態論に立脚すると解するのである。貸借対照表の借方及び貸方の両者においても客観性が考慮されているとアイベルスホイザーは主張するのである。⁽¹⁷⁾

連邦財政裁判所の判事であるグロー (M. Groh) は商事貸借対照表の一義的な目的を企業の成果に関する様々な利害関係者への情報提供と解する。その点から商事貸借対照表は、たしかに利益計算を中心とした動態論の様相を帯びる。しかし、グローに従うと、基準性原則に基づいて作成される税務貸借対照表は単に動態論だけでは性格づけることができないのである。というのは、連邦財政裁判所の様々な判決結果を分析した結果、それは彼のいう静態論的要素によって具体化され、客観化される必要があるからである。この期間限定原則に対する具体化 (Konkretisierung) と客観化 (Objektivierung) を要請するのが彼のいう静態論的思考にほかならない。このフィルターを通してはじめて、商事貸借対照表は検証可能なものになるというのである。その一例を挙げれば、これまで広範囲にわたって費用収益の対応原則を中心に無形資産の資産化が実務慣行であった。しかし、その支出に相当する財貨的要件、たとえば利用権及び利用可能性が重要となる。また、借方計算限定項目の計上に際しては財貨要素に代えて特定期間への限定という客観的要素が重視される。この点は、引当金に関しても同様で、客観性の面から費用性引当金の計上は否定視されるのである。

デッラーラー (G. Döllerer) によれば、株式法上の貸借対照表は、自己資本及

(17) この点については、拙著、前掲書、417～418頁参照。

び他人資本の関係表示という静態論的側面と、利益分配という動態論の二面性をもつ⁽¹⁸⁾。一般に貸借対照表に計上される項目とその評価を一義的に規制するのはたしかに動態論である。しかし、それだけが唯一ではない。たとえば借方計算限定項目の計上に際しては反対給付の価値をもつものだけに限定したり、あるいは債務性の項目のみに引当金を限定する静態論もまた無視できないとデッレーラーは主張するのである。

ミュラー (W. Müller) は1965年株式法及び1969年所得税法に基づく連邦財政裁判所の判決に共通してみられる引当金に対する客観性の要請に着目する。彼は、債務弁済能力を重視する静態論の立場から、経済的観察法に基づくこのような引当金規制が法の安定性に大いに資すると主張する⁽¹⁹⁾。

このように、1965年株式法とそれを受けた1969年所得税法に基づいて連邦財政裁判所の判例内容が大きくシフトしたことに伴い、主に資産化及び負債化される項目の具体性及び客観性の面から静態論的会計思考がこの時期に強調されていることが判明するのである。

B 後半の期間

1970年代の中頃から、モクスターは商事貸借対照表から税務貸借対照表及び貸借対照表判例 (Bilanzrechtsprechung) に考察の対象の重点を移すようになるのである。これに伴い、既述のように1970年代の中頃までに展開されてきた“新静態論”とはやや異なる考え方を彼は明示するのである。オーバーブリンクマンは、この“新静態論”で明示されたのとは異質の考え方を“抑制された静態論” (moderiert statische Bilanzauffassung) と呼ぶ。モクスター自身もそれを自己の論文で明示している⁽²⁰⁾。以下、モクスターのこの新たな考え方について検

(18) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 239頁。

(19) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 244～245頁。

(20) モクスターはそれを次の論文で示している。A. Moxter, Ist bei drohendem Unternehmenszusammenbruch das bilanzrechtliche Prinzip der Unternehmensführung aufzugeben?, in: Die Wirtschaftsprüfung, 第33巻第13号, 1980年7月, 346頁。

討する。

ここでまず問題となるのは、何故に“抑制された静態論”と呼ばれるのかである。この点についてオーバーリンクマンは次の諸点を指摘する。第1は、“新静態論”では企業の解散財産を問題としていたのに対して、この“抑制された静態論”では連邦財政裁判所の判決を基礎として継続企業を前提とする点である。第2は、商事貸借対照表の説明に関して従来は債権者保護の見地から破産防止という財産測定のみを出発点とし、利益測定を静態論の任務とみなしてはいなかったのに対して、税務貸借対照表においては成果測定を副次的な貸借対照表任務と見なす点である。第3は客観性の要請をこれまで以上に重視する点である。ただ、従来もその傾向はたしかにあったけれども、それとは異なる意味内容での強調がなされている。つまり、“新静態論”では個別売却可能な項目だけが貸借対照表に計上されるにすぎず、この個別売却可能な性質を有するか否かが客観性の判断基準そのものであった。これに対して、“抑制された静態論”では個別売却可能性の意味の客観性ではなくて、個別評価原則としての意味での客観性が重視されるのである。言い換えれば、客観性原則は個別評価に際して判断の制限を保証する意味で用いられるようになるのである。この3点からみて、オーバーリンクマンは従来の“新静態論”で展開されていたモクスターの主張していた解散財産から継続財産へ考察対象が変更したことによって、かつてジモン学説で批判していたはずの継続財産を再び重視する結果、“抑制された静態論”という用語が用いられていると解するのである。

ある意味で客観性の面から継続企業を前提とし、逆に解散企業について抑制した静態論において重要な役割を果たすのは用心の原則である。慎重な会計処理は債権者保護の見地からみて、静的な破産防止機能に適合するからである。したがって、この用心の原則が静態論の原則と解されるのである。そして、この債権者保護にとって不可欠な用心の原則はいうまでもなく不均等原則 (Imparitätsprinzip) 及び低価原則 (Niederestwertprinzip) も含むのである。

さて、この“抑制された静態論”のなかでとりわけ注目すべきは、実現原則

(Realisationsprinzip) が実は用心の原則の具体化として静態論の原則として解される点である。つまり、実現原則は静態論における財産測定原則であるというのである。一般に実現原則は収益の実現と関係づけられるが、モクスターによれば、それは費用の実現も規制するのである。すなわち、彼の考え方はこうである。⁽²¹⁾ 支出が将来にもはや収益に貢献しない時点ではじめて費用化され、逆に将来なお収益に貢献する支出は資産化されるのである。この意味で、実現原則は一つの財産測定原則に発展するというのである。それ故に、「支出が将来収益に貢献すれば、それは資産化され、その資産化される金額は支出に基づくのである。支出対価 (Ausgabengegenwert) の資産化は客観化に通じる。それによって、同時に主観的判断の影響が回避される。しかし、ある対価 (Gegenwert) が獲得されるという主観的な説得は、資産化にとって十分ではない。むしろ支出の対価は十分に具体化されねばならない。資産化問題は経済的帰属に従うのであって、法的な観点には従わない。実現原則はこの経済的帰属を解明する。」⁽²²⁾

これがモクスターの実現原則に対する捉え方である。これについてオーバーブリンクマンは次のように述べる。「モクスターは経済的観察法と法形式的観察法を結合して実現原則を位置づける。それ故に、その意義は借方側に限定されず、それは決算日まで実現された販売に役立ったすべての将来支出の負債化も要請する。」⁽²³⁾ このような“抑制された静態論”に関してオーバーブリンクマンは次の点を批判する。第1は、従来同様に債務弁済能力を貸借対照表について重視しながらも、ここではこの財産測定のほかに新たに利益測定も考慮されている点が“新静態論”の場合とは異なる。第2は、“抑制された静態論”では継続企業が前面に押し出されているが、しかしこの継続思考は動態論の特質を形成する。第3は、さらにモクスターの実現原則の説明も必ずしも時点的に関係づけられた静態論的な財産測定原則とはいえず、やはり動態論的な方向を示す。結局、オーバーブリンクマンはこの“抑制された静態論”について次のように

(21・22) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 255頁。

(23) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 256頁。

批判するのである。「債務弁済コントロールという解散の仮定は、上述の原則(用心の原則、低価原則、不均等原則、実現原則、発生原因原則—筆者注)から生じる継続思考と矛盾しており、それは解決できない。継続財産の測定はモクスターの意味での債務弁済コントロールを保証しない。⁽²⁴⁾」

(2) 第2期における静態論

1985年商法は、周知の通りE C会社法第4号指令及び第7号指令をドイツ国内法に変換するために改正された。このなかに、継続企業の仮定が明文化されたのである(商法第252条1項1文)。

これに伴い、モクスターは一層継続企業の仮定を強調する必要が生じたのである。また、一般商人に関して従来とは異なり、取得原価もしくは製造原価を中心とした財産評価も明記されたのである(商法第253条1項)。このような点を踏まえてモクスターはこれまでの考え方をさらに進展させる必要が生じたのである。これが彼の主張する分配静態論(Ausschüttungsstatik)にほかならない。ここでは静態論は利益測定にも役立つ財産貸借対照表と解されるのである。したがって、利益測定は、静態論にとって、毎年の財産計算から必然的に生じる副産物であり、利益は財産増加とみなされる。つまり、正当な利益測定は正当な財産測定も要請するのが静態論の特徴である。これに対して、経済的な所得理論に基づいて将来の平均的な所得の金額を目指す動態論によると、正当な利益測定は誤った財産測定に通じる結果をもたらすだけでなく、商法上要請される客観性の要求にもまた反するとモクスターは考えるのである。このような考え方を前提として、彼によれば、商法上、すべての商人は純財産と、用心及び客観性を特徴とする利益測定に基づく純財産増加による分配可能な金額を決定しなければならない。ここから商法上の貸借対照表が実質的に分配静態論としての性質を帯びるとモクスターは主張するのである。

そこで、彼はこの分配静態論に不可欠な計算基準として次の2つを指摘する。

(24) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 258頁。

1つは実現原則及び不均等原則である。もう1つは客観性原則及び簡便性原則（Vereinfachungsprinzip）である。前者のうちで販売利益を法的利益とする実現原則は、用心の原則に合致し、GoBのシステムでは期間限定機能（Abgrenzungsfunktion）としての役割を果たす。例えば、決算日以降の販売を増加させる支出は資産化されねばならず、また決算日以前に販売を増加させたが、しかし決算日以降になされる支出は負債化されねばならない。この実現原則は計上原則であるだけでなく、取得原価も要請する評価原則でもあり、販売への関係を通じて客観化され、しかも慎重な利益測定に役立つのが特徴である。⁽²⁵⁾この実現原則を制限するのが不均等原則である。販売による裏付けがなくとも、販売以前の損失をあらかじめ考慮するのが不均等原則だからである。それ故に、不均等原則は用心の原則に関係する。

後者のうちで客観性原則は法の安定性から要請されるもので、主観的判断の制約をもたらす。例えば時点原則（Stichtagsprinzip）、個別評価原則、継続（企業）原則、継続性原則、さらに有償取得原則がこれに属する。商事貸借対照表は、経営経済的で動的な利益測定と対照的に常にこの客観性が要求される。簡便性原則の具体例として彼は自己創設のれんの禁止を指摘する。

かかるモクスターの分配静態論についてもオーバーブリンクマンは次のように批判する。「株式法上の年度剰余に関する規定（株式法第58条）は、利益測定と利益処分との間の区別に基づく。分配可能利益については、貸借対照表任務として何ら直接的に一義的な重要性は生じない。債権者保護及び法取引の確保という貸借対照表目的の観点から商人に対して証拠と、総財産マイナス負債イコール純財産ならびに純財産の変動（利益または損失）に示される自己の一般的な経済状況に関する自己情報を義務づけることが伝統的なドイツ貸借対照表法に合致する。⁽²⁶⁾」このように、商事貸借対照表法史の面から、モクスターの分配静態論は妥当性を欠くとオーバーブリンクマンは主張するのである。また、利

(25) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 279頁。

(26) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 283頁。

ドイツ静態論の潮流と種々相

益測定を財産測定に優先させるモクスターの考え方自体、そもそも静態論の基本思考に反する点も併せてオーバーブリンクマンは指摘している。さらに、収入支出計算の期間限定原則としての主観的判断を制限する意味での客観性原則は、たしかにかつての静態論の伝統にマッチする。ただ、モクスターが税務貸借対照表との関係で強調する実現原則解釈もまた動態論を基礎とした説明であるとオーバーブリンクマンは理解するのである。⁽²⁷⁾ 加えて客観性原則及び簡便性原則は学問というよりは、むしろ連邦財政裁判所の判例を中心に展開されたものである。つまり、“抑制された静態論”ではじめて登場したものである。したがって、その原則は商法上の文献では必ずしも妥当性をもたないというのである。

以上が商事貸借対照表との関係における静態論の流れである。

III 静態論の系譜

ドイツ静態論の流れを論じる場合、すでに触れた通り商事貸借対照表との関係で静態論を取り上げるほかに、それとは異なる視点から静態論を考察することもできる。これは、ある意味で商法規定の解釈に端を発して生成した静態論とは明らかに異なる方向を示唆したものである。そこで、まずこの種の新しいタイプの静態論が成立するまでの静態論、すなわち古いタイプの静態論の系譜についてあらかじめ触れ、次にこの後に登場してくる新しいタイプの静態論について論及する。⁽²⁸⁾

1 旧静態論の系譜

すでに触れた通り、新しいタイプの静態論から区別されるべき古いタイプの静態論、すなわち旧静態論 (alte statische Bilanzauffassung) は法律的会計思

(27) F. Oberbrinkmann, 前掲書, 285頁。

(28) この詳細は拙著、『静的貸借対照表論の研究』森山書店、平成8年、第1部及び第2部参照。

考を基底としている。その出発点は1861年普通ドイツ商法である。この第31条における「付すべき価値」に関する条文解釈をめぐって、いわゆる財産価値論争が巻き起こったのである。当初その解釈に際して一時的に支配的となったのは、企業の解散を前提とする考え方であった。財産は清算価値で、また負債は解散時の法的債務を貸借対照表に収容すべきであるという考え方が有力視されたのである。その後、1873年帝国高等商事裁判所の有名な判決では「擬制的・瞬間的・一般的換価の考え方」による財産評価の表明に際しては、企業の解散ではなくて企業の継続を考慮することが前提とされたのである。その結果、正常な営業を前提とした財産の客観的売却価値説が展開されるのである。清算価値にせよ、あるいは売却価値にせよ、いずれも財産に関する価値論的アプローチを前提とし、しかもそこでは客観価値を指向する点で共通するといつてよい。この1861年普通ドイツ商法の制定から1873年帝国高等商事裁判所の判決までを、旧静態論の生成プロセスと解することができる。

(1) 旧静態論の確立と発展

しかし、このようなすべての財産に関して一元的なアウトプット・バリューに基づく考え方は、鉱山業や鉄道業などのように固定資産の占める比重が高い企業では必ずしも適合しないのである。というのは、そのような固定資産について清算価値や売却価値で評価することはきわめて困難であるばかりでなく、莫大な評価損をもたらすからである。そこで、法と実務との調整がぜひとも不可欠となるのである。これを企図したのがまさにジモン学説である。ジモンは、債権者の立場よりもむしろ企業の所有者の立場を重視する。

この立場からは、貸借対照表は企業の財産状態、とりわけ純財産の状態をまず一義的に表示したもので、副次的に成果の計算にも役立つのである。そして、企業の継続を前提として所有者の立場から財産評価を行うに際して、財産すべてを一律その売却価値で評価するのは妥当ではなく、これに代えて財産の保有目的に応じた財産評価の重要性をジモンは説くのである。その結果、使用目的で財産を保有している場合には、所有者にとっての個人的な主観的使用価値、

また財産を販売目的で保有している場合には、同じく所有者にとっての個人的主観的売却価値による評価を主張するのである。⁽²⁹⁾ いわゆる二元的財産評価説がこれである。これに伴い、特に使用財に関する取得原価による評価への方向性が新たに示されたのである。また、販売財に対する主観的売却価値による評価といっても、恣意的な財産評価を是認するわけではない。例えば市場価値として客観性を有する時価を個人的売却価値の上限とみなし、その主観性に対して一定の歯止めないし制約を置くのである。さらに、その主観的売却価値が当該財の取得原価を上回るときには、両者の差額を示す未実現損益の分配を直ちに認めておらず、それを一種の積立金として計上することを提案するのである。この点に関してジモンは、取得原価を上限する株式法上の規定がけっして貸借対照表評価規定ではなく、利益配当に関する規定にすぎないと解するのがその特徴である。このような法と実務との調整を企図したジモン学説によって、旧静態論は文字通り確立したといえるのである。

しかし、そこには大きな問題点が含まれていた。それは所有者にとっての固定資産の主観的使用価値が何故にその取得原価に基づくのかという問題である。たしかに、固定資産を取得した時点ではそのような解釈が可能であるとしても、取得以降にもそれが当てはまるかどうかは、理論的にみてもはなはだ疑問だからである。

そこで、ジモンの個人的主観価値説に対する批判から、再び財産評価に対する客観価値化の方向が展開されることになった。シュタウプ (H. Staub) 及びレーム (H. Rehm) による営業価値説 (Geschäftswerttheorie) がこれにほかなら⁽³⁰⁾ない。これを旧静態論の展開と呼ぶことができる。ここでは、ある特定の企業の所有者の立場に代えて、所有者が替わってもなお当該財産が営業にとって

(29) H. V. Simon, Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, 第2版, Berlin, 1898年, 294~295頁。

(30) H. Staub, Kommentar zur Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 第3・4版, Berlin, 1896年, 65~66頁。H. Rehm, Die Bilanzen der Aktiengesellschaften, 第1版, München, 1903年, 59頁。

有する価値を重視するのである。たしかにこの営業価値はジモンの個人的主観価値説に比べて客観性を帯びる。しかし、営業価値説は必ずしも客観価値とイコールではない。というのは、依然として“営業”レベルでの価値が問題になっているにすぎず、それは客観価値そのものではなく、あくまで主観価値の一種にほかならないからである。そして、この営業価値をどのように測定するかという問題に関して結局、この説もその具体性を欠くので、最終的にその支持を失ってしまうのである。この営業価値説の否定はまさしく法律的会計思考を中心とした旧静態論を大きく後退させる結果となるのである。

2 新静態論の系譜

(1) 新静態論の成立

法律的会計思考を中心とした旧静態論と対照的なのが、既述の通り経営経済的会計思考を中心とする新しいタイプの静態論、すなわち新静態論である。この点に関してオーバークマン自身もこの種の静態論にたしかに論及する。オーバークマンによれば、この時期はシュマーレンバッハ学説の確立以降の時期、つまり1920年代以降に相当すると理解する。しかし、私見ではこの種の新静態論の成立は実は20世紀初頭、実質的には1905年前後までにさかのぼることができる。言い換えれば、法律的会計思考を中心とする旧静態論が後退し、かつシュマーレンバッハ学説が台頭するほぼ同時期に、経営経済的会計思考を中心とする新静態論が生成したと解されるのである。具体的にいえば、エーレンベルク (R. Ehrenberg) は「経済学における会社貸借対照表の意義」と題する1906年の論文⁽³¹⁾のなかで法律的会計思考とは異なる経営経済的側面からみた貸借対照表について論究しているのである。そこでは、企業の立場の重要性、貸借対照表は企業の資本調達及びその運用形態を表示する点、さらには貸借対

(31) R. Ehrenberg, Bedeutung geschäftlicher Bilanzen für die Wirtschaftswissenschaften, R. Ehrenberg, Thünen-Archiv (Organ für exakte Wirtschaftsforschung), 第1巻, Jena, 1906年, 521頁。

照表分析論的思考の萌芽も示している。

その後、このエーレンベルクの後を受けて1910年代前半にはパッソウ、ライトナー (F. Leitner)、ニックリッシュ (H. Nicklisch)、ゲルストナー (P. Gerstner) などが企業の立場、貸借対照表の見方として「資本調達・運用説」、そしてその見方と密接不可分な貸借対照表分析論を明示し、新静態論が事実上成立するのである。⁽³²⁾ しかも、この種の新静態論においては、財産の価値論的な説明を総じて放棄し、すでに取得原価評価を所与としたうえでの静態論的会計思考を重視するのが、その一般的特徴である。

3 新静態論の確立と展開

新静態論は1910年代後半から20年代にかけて一層強固な基盤を形成するに至る。それに大きく寄与したのはオスバル (W. Osbahr) と、ル・クートル⁽³³⁾である。オスバルは企業の立場からみた貸借対照表論を提唱し、そのなかで「資本調達・運用説」を主張するだけではない。財産の保有目的に基づく貸借対照表分類論と、それに基づく具体的な貸借対照表分析論を展開するのである。例えば生産及び販売活動に直接的に貢献した資産額と、その運用によって得られた事業利益とによって算定される経営資本収益性がその一例である。さらに、基本的には取得原価評価を基調としながらも、財産の保有目的に応じて取得原価とは異なる評価を容認した評価自由の原則 (Prinzip der Bewertungsfreiheit) も示唆している。

(32) R. Passow, Die Bilanzen der privaten Unternehmungen, 第1版, Leipzig, 1910年, 69頁。F. Leitner, Bilanztechnik und Bilanzkritik, 第1版, Berlin, 1911年, 10~11頁。H. Nicklisch, Allgemeine kaufmännische Betriebslehre als Privatwirtschaftslehre des Handels (und der Industrie), 第1版, 第1巻, Leipzig, 1912年, 201~202頁。P. Gerstner, Bilanz-Analyse, 第1版, Berlin, 1912年, 4頁。

(33) W. Osbahr, Die Bilanz vom Standpunkt der Unternehmung, 第2版, Berlin, 1918年, 12頁。W. le Coutre, Grundzüge der Bilanzkunde, 第2版, 第1巻, Leipzig, 1927年, 88頁。

このオスバールの後を受けて文字通り新静態論を確立したのは、すでに触れたル・クートルである。彼によれば、実務の貸借対照表を考察した結果、それは時価評価を基調とした財産貸借対照表でもなければ、動態論者が主張するように一会計期間の稼得利益を示す利益貸借対照表でもない。むしろ、それは既述の通り企業に投下された資本を維持してなお消費可能な利益を示す資本貸借対照表であると性格づけるのである。ここでは負債も投下資本の一種とみなした名目的な資本維持を想定するのである。加えて、彼はオスバールと同様に資本の機能及び任務に即した貸借対照表分類論を重視し、それとの関係でオスバールに比べてより精緻な貸借対照表分析論を展開している。企業の財務内容に関してその根幹的な特徴を表す体質 (Konstitution) と、一時的な側面を示す情勢 (Situation) とに分けてその分析方法を主張するのである。彼の学説が評価論よりはむしろ分類論ないし分析論と呼ばれるのはこの意味からである。

さて、1920年代にほぼ確立したこの新静態論は1930年代に至ると、さらに展開するのである。その直接的な契機となったのが国家社会主義体制に基づく財産の経営管理的側面の強調である。この観点から、ル・クートルは「トターレ・ビランツレーレ」(totale Bilanzlehre) を主張するとともに、またトームス (W. Thoms) は1930年代後半に給付計算論 (Leistungsrechnung) を、そして1950年代ではそれを発展させた機能的勘定計算論 (funktionale Kontorechnung) を提唱するのである。そこでは⁽³⁴⁾いづれも通常の在高のみを示す貸借対照表だけに考察対象を限定しないのが特徴である。これ以外に前者では、資本運動もコントロールする目的から試算表や損益計算書も財務分析の対象に加わる。また、後者では、企業にとって重要な投資・流動性・成果に関する三者間の適切な管理目的から仕訳帳及び元帳に基づいて多種多様なビランツ作成方法を模索するの

(34) W. le Coutre, Totale Bilanzlehre, K. Bott 編, Lexikon des kaufmännische Rechnungswesens, 第1版, 第2巻, Stuttgart, 1940年, 所収, 2563頁以下。W. Thoms, Das Buchen und Bilanzieren der funktionalen Kontorechnung, Herne/Berlin, 1955年, 5頁。

である。

4 旧静態論及び新静態論以外の静態論

これまで主として旧静態論及び新静態論それぞれの系譜に属する諸学説について触れた。しかし、実はそれだけが静態論のすべてではない。この2つの系譜に直接的に属さないとしても、静態論と解すべきそれ以外の学説も少なからず存在している。そこで、それらについてここでは貸借対照表の見方がいわゆる $A-P=K$ という資本等式に立脚しているものと、 $A=P+K$ という貸借対照表等式に立脚しているものとに区分して、その学説を整理する。

(1) 資本等式に基づくもの

まず資本等式に基づく見方に属するものについて論じる。

そのなかでシェアー (F. Schär) はユニークな考え方を明示している。簿記の説明について資本等式の完成者といわれるシェアーは、一方で財産価値論に基づく時価評価論を指向し、貸借対照表に関して純財産の二面的表示を主張すると同時に、他方で貸借対照表の説明において明らかに貸借対照表等式に基づく「資本調達・運用説」に類する見方も示唆している⁽³⁵⁾。したがって、彼の学説を旧静態論と新静態論の跛行的関係と捉えることできる。ここで“跛行的関係”と呼んだのは、旧静態論と新静態論の結合関係が必ずしも並行的で対等ではなく、むしろ両者の関係が旧静態論にややウェイトを置きながら、新静態論を補足的に位置づけたと解されるからである。

ゼヴェリンク (K. Sewering) もまたユニークな考え方を統一的貸借対照表論 (einheitliche Bilanzlehre) のなかで主張している⁽³⁶⁾。企業の財務内容が健全で良好なときには、いうまでもなく企業にとって一義的に重要なのは損益計算である。これに対して、企業の財務内容が悪化してくると、事情は異なる。ここでは倒産の危険性が増すので、損益計算よりもむしろ企業の解散を前提とした会

(35) J. F. Schär, Buchhaltung und Bilanz, 第4版, Berlin, 1921年, 145頁。

(36) K. Sewering, Die Einheitsbilanz, Leipzig, 1925年, 45頁。

計思考、つまり財産の売却価額による評価が重視される。したがって、前者は動態論としての側面を、また後者は旧静態論としての側面をそれぞれ示したものといてよい。そこで、ゼヴェリンクは両者を結合させた統一的貸借対照表論を提唱するのである。すなわち、財産の売却価値評価と実務上の利益計算の見地に基づく取得原価との調整がこれである。その結果、両評価額の差額は未実現損益の形で一種の積立金としての処理されるのである。

(2) 貸借対照表等式に基づくもの

貸借対照表等式に基づく様々な静態論もいくつか存在する。

1つは、 $A=P$ という会計学説に立脚した静態論である。これに属するのはベルリーナー (M. Berliner) と1930年代におけるニックリッシュである。⁽³⁷⁾ベルリーナーによれば、決算貸借対照表はそもそも企業の清算を想定して行われるもので、それ故に決算貸借対照表は解散財産とそれに対する処分計画案 (Verteilungsplan) を示すのである。その結果、貸借対照表の貸方側は企業の解散を予定した場合の財産処分計画案という面から、すべて返済されるとみなされている。つまり、そこでは $A=P$ という考え方に立脚しているといつてよい。また、後期のニックリッシュにおいても、本源的经营は家計であり、その派生的经营としての企業は本来的に資本をもたず、ただ家計からの資本拠出分を預かり管理しているにすぎないとする考え方を示すので、やはり $A=P$ としての会計学説と捉えることができるのである。

コフェロもすでにオーバーブリンクマンの説明のなかで触れた通り、客観的現在取得原価説に基づく時価論を提唱している。⁽³⁸⁾ただ、ゼヴェリンクと同様に再調達原価と取得原価との差額を未実現利益として資本の部に計上するのが特徴である。同様にシュミット (F. Schmidt) も同一企業の設立を想定した場合に

(37) M. Berliner, Buchhaltungs- und Bilanzen-Lehre, 第3版, Hannover/Leipzig, 1911年, 63頁。H. Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, 第7版, Stuttgart, 1932年, 375頁。

(38) I. Kovero, Die Bewertung der Vermögensgegenstände in den Jahresbilanzen der privaten Unternehmungen, Berlin, 1912年, 116頁。

必要となる資本総額の意味における資本計算を重視するので、再調達原価に基づく時価評価を主張している。

モール (H. Mohr) とヘルリ (H. Herli) もかなり独特の考え方を明示している。すなわち、自己創設のれんのオンバランス化がこれである。⁽³⁹⁾ 自己創設のれんの計算にあたっては、収益還元価値に基づく計算方法を両者とも重視する。静態論的にみて、自己創設のれんは明らかに企業の財産としての性質を有する以上、そのオンバランス化が必要不可欠である説くのである。したがって、その学説を暖簾学説と呼ぶことができる。

(3) 財産目録重視思考

静態論は元来、貸借対照表を中心にその財産計算もしくは資本計算を重視する会計思考であるといわれる。しかし、現実の貸借対照表あるいは実務の貸借対照表は必ずしも純粹の静態論そのものを示すわけではなく、それ以外の要素も加味した混在化した内容を事実上示しているという見解がある。言い換えれば、貸借対照表は表面的には財産と負債を示すけれども、その内容に関しては例えば利益計算面からの要請で厳密に財産もしくは負債といえない項目も貸借対照表には含まれる可能性があるという。そこで、この不純物を含む貸借対照表に代えて、純粹の財産及び負債の項目だけを収容した財産目録に着目するのがティードシェン (S. Tiedchen) の見解である。⁽⁴⁰⁾ 債権者保護の見地からみて、財産目録に収容すべきものは金銭執行の対象となる財産のみをその回収可能性に基づいて財産目録に計上すべきであると、彼女は主張する。なお、彼女はさらに未決取引や販売取引に基づかない未実現財産、注文数なども債権者にとって有用な会計情報となるので、それらを財産目録の補遺に示すことを提案する。

(39) H. Mohr, Bilanz und immaterielle Werte, Berlin/Wien, 1927年, 97頁。H. Herli, Die Façonwerte in der Bilanz, Bern, 1933年, 9頁。

(40) S. Tiedchen, Der Vermögensgegenstand im Handelsbilanzrecht, Köln, 1991年, 56~57頁。

IV 静態論の種々相

さて、以上述べてきた静態論の潮流を手掛かりとして静態論の種々相に関して論究する。ここでは次の4つの面からそれぞれについて考察する。1つは静的観の面である。2つめは静的評価論の面である。3つめは貸借対照表の作成基盤の面である。4つめは静態論の立論の根拠となるべき立場の面である。

1 静的観の類型

まず最初に静的観から取り上げる。これは、いうまでもなく貸借対照表についてどのような静的見方を重視するのかという側面である。これには次の2つの対立がある。1つは資本等式に立脚した静的観であるのか、それとも貸借対照表等式に立脚した静的観であるのかという対立である。

(1) 資本等式に基づく静的観

資本等式に基づく静態観と解されるのは、まず1861年普通ドイツ商法第29条にみられる財産・負債説ともいうべき見方である。そこでは、すべての商人は事業の開始及び毎年、財産と負債の関係を示す決算書を作成しなければならないと規定されている。したがって、この財産・負債説は貸借対照表を構成する要素のなかで主として財産及び負債にウェイトをおいた考え方であると捉えることができる。その結果、ここでは財産と負債との差額たる資本は、事後的且つ副次的に算定されるにすぎず、あくまでその重点は財産及び負債の把握にあるとみなされるのである。

この財産・負債説のほかに、もう1つ別の考え方がある。それは純財産説である。この考え方を支持するのはシェアーである。彼によると、貸借対照表の様式はたしかに一方で財産と、他方で負債と資本を対照させているけれども、これはあくまで形式にすぎず、必ずしも貸借対照表の実質を示したものではないのである。シェアーは貸借対照表の本質を実は純財産の二面的表示と解するのである。すなわち、純財産に関して一方では財産と負債という具体的側面か

ら、他方では資本という抽象的側面からそれぞれ示したものと捉えるのである。また、この純財産説に属するものとして、次のような考え方も成り立つ。つまり、財産と負債という2つの要素は、資本等式では左辺にあり、資本は右辺にある。この等式は常に成り立つ恒等式としての性質を有するけれども、財産及び負債は実は資本を算定するための計算要素にすぎないとする考え方もある。

このように、資本等式に属する静的見方には財産・負債説と純財産説とがある。

(2) 貸借対照表等式に基づく静的観

貸借対照表等式に基づく静的観に属するものには、いくつかのタイプがある。

まず第1は、1910年代におけるニックリッシュの初期の学説である。これに従うと、貸借対照表は一方で財産と、他方で負債を資本的に捉えて総資本との対照と捉える見方である。つまり、 $A=P+K$ という貸借対照表等式においてPのK的解釈を前提とした $A=K'$ (広義の資本) とみる静的観である。第2は、資本循環説の立場に立つパーペ (E. Pape) においては、貸借対照表は期末時点における資本形態と資本源泉を表示したものと解される。第3は、多くの新静態論者が主張するように、貸借対照表は企業が調達した資本の源泉と、その資本の運用形態の結果を表示したものと解される(「資本調達・運用説」)。第4は、ベルリーナーが主張するように、 $A=P+K$ という貸借対照表等式においてKのP的解釈を前提として、いわば $A=P'$ と捉える見方である。これに従うと、貸借対照表は決算時点で企業の清算を想定した場合における解散財産とその処分計画を示したものと解される。第5は、1930年代の後期におけるニックリッシュが主張する見方である。これは $A=P'$ 的に捉える点ではベルリーナーと同じ立場に立つが、ただ企業の解散を前提とはしない。家計を本源的経営とみなし、企業はその派生的経営にすぎないとする彼の立場によれば、企業は家計から拠出された資本を預かり管理する存在とみなされるのである。財産・持分説とよぶゆえんである。

2 静的評価論の類型

静態論における財産評価論に関しても一元的というわけではなく、多種多様なタイプがある。企業評価を前提とした場合には、一般に収益還元価値がその評価に用いられる。しかし、通常は企業評価の意味ではなくて、各財産の個別評価が前提となる。個別的评价を想定した場合には、時価主義を基調としたものと、原価主義を基調としたものとに大別される。

(1) 時価主義を基調としたタイプ

時価主義を基調としたタイプにもいくつかの考え方があつた。たとえば、1861年普通ドイツ商法第31条における「付すべき価値」の解釈に際して当初展開されたように、企業の解散を前提とした清算価値が考えられる。そこでは強制的な清算を予定して換金価値で各財産は評価されるのである。このような強制的な清算に代えて、企業の継続を前提として正常な営業活動の枠内での売却を想定した評価も考えられる。1873年帝国高等商事裁判所の有名な判決がこの立場に立つ。販売価値説がこれである。また、財産が企業に対してもたらず収入を適当な割引率で現時点に割り引く考え方もあつた。パーベの主張する現在割引価値説がこれに該当する。清算価値説、販売価値説及び現在割引価値説はいずれもアウトプット・バリュー系統の時価主義に属する点で共通する。

これに対して、インプット・バリュー系統の時価主義の立場に立つ静態論も存在する。コフェロが主張する客観的現在取得価値説がその典型である。ここでは再調達原価に基づく時価主義が展開される。

(2) 原価主義を基調としたタイプ

時価主義を基調とした静態論と対照的に、原価主義を基調とした静態論も実は存在する。たとえばニックリッシュは一貫して財産価値説的アプローチに基づいて、この取得原価評価を説明する。これに対して、このような財産価値的アプローチに代えて、利益計算の立場からこの取得原価を所与とする考え方もあつた。たとえばパッソウ、ライトナー、ゲルストナー、ル・クートルなどがこの立場に立つ。

(3) 折衷的タイプ

このほかに時価主義と原価主義を折衷しようとしたタイプも存在する。たとえばジモンは使用財産に関しては原価を基調とし、また売却財産に関しては売却価値による時価主義を基調とした、いわば二元的な財産評価論を主張している。さらに、多元的財産評価の可能性を示唆するのはオスバルである。彼は、評価自由の原則の立場から財産評価にあたって財産の保有目的や企業の特徴などを考慮して、それぞれの財産に最も適する評価を示唆している。

このように、一口に静的財産評価論といっても一概にはいえず、その立論の根拠や立場によって多種多様であることが判明するのである。

3 貸借対照表の作成基盤

静態論における貸借対照表の作成基盤については、次の2つの考え方が対立している。1つは財産目録を中心とした考え方である。貸借対照表が何らかの意味での状態表示的側面を有する以上、財産の実在高を実地棚卸に基づいて的確に示す財産目録が何よりも貸借対照表作成にとって必要不可欠であると考えからである。この考え方を主張するパツソウ、ライトナー、コフェロ、ニックリッシュ、オスバル、そしてル・クートルなどである。これに対して、複式簿記を貸借対照表の作成基盤とみる考え方もある。例えばジモンやゲルストナーなどがその立場を支持する。この考え方では、もとより財産目録も必要であることを認める。しかし、それがストレートに貸借対照表作成に直結するのではなく、むしろ複式簿記に基づく記録を実在高に修正するための手段とみなし、あくまで簿記記録から貸借対照表が誘導されると解するのである。

このように、静態論においては貸借対照表の作成基盤を財産目録に求める考え方と複式簿記に求める考え方との2つの系列が存在するのである。ここから明らかなように、静態論といっても通説のように財産目録だけを貸借対照表の作成基盤とするわけではなく、複式簿記を基礎とする考え方もあることに留意する必要がある。

4 存在論的静態論と規範論的静態論

以上触れた種々の静態論と並んで重要なのは、存在論的静態論と規範論的静態論との識別である。いうまでもなく、理論を構築するにあたって説明理論の方向を目指すのか、それとも現実を改革し、あるべき理論の方向を目指すのかは、明確に区別する必要がある。前者が存在論であり、後者が規範論である。したがって、静態論を問題とする場合には両者の峻別が不可欠となる。

まず存在論的静態論の方向を示すのは、パッソウ、ライトナー、ル・クートルなどである。彼らの関心は会計実務の説明理論であり、その際に静態論の視点を重視するのである。また、貸借対照表法の解釈を中心としたモクスターもこの系列に属するといつてよい。これに対して、規範論的静態論の傾向が強いのはコフェロ、モール、ヘルリなどである。コフェロは、実務における取得原価に基づく財産評価は貸借対照表に関する財産状態表示面で問題を有するとする立場から、客観的現在取得価値説（再調達原価）に基づくあるべき財産評価論を展開する。モール及びヘルリは、貸借対照表が本来的には企業における財産すべてを収容すべきであるという立場から、対価を伴わないために、その主観性から貸借対照表への計上が疑問視されている自己創設暖簾のオンバランス化を提案するのである。

V 結

1 静態論の意味

以上、静態論について概観した。そこで、まず静態論の意味について整理することにしたい。

静態論の第1の意味は、1910年代後半以降にシュマーレンバッハが主張したように、企業全体価値の評価としてそれを捉える、いわば最広義の考え方である。つまり、各財産の個別評価を想定せずに、企業全体の評価として静態論を理解するのである。その結果、将来収益の資本還元価値計算がそこでは中心と

なるのである。しかし、この意味での静態論は必ずしも今日では一般的ではない。むしろ、一般に個別財産評価を前提として貸借対照表の状態表示的側面を重視する会計思考が静態論であると解されている。

個別評価を前提とする意味での静態論にも実は次の2つの考え方がある。1つは狭義の静態論である。すなわち、貸借対照表に関してある種の状態表示的側面のみを強調する考え方である。したがって、これはもっぱら財産計算を重視した一元論である。かつて、この見解は1861年普通ドイツ商法の制定以降にたしかに存在していた。しかし、それはどちらかというとき少数説であったようである。この狭義的な静態論を普及させ決定づけたのは1907年頃から1910年代前半にかけてのシュマーレンバッハである。ただし、この意味での静態論において財産計算の内容をどのように解するかに関しては、必ずしも一様ではない。既述のように、総財産または総資本を中心とした見解、資産及び負債にウェイトを置く見解、その差額たる純財産を重視する見解など多種多様である。

このような狭義の静態論のほかに、広義の静態論も考えられる。それは、財産計算と並んで損益計算についても視野に入れた、いわば二元的静態論である。これは、財産計算と損益計算の関係をどのように考えるのかによって、さらに次の2つのタイプに分けられる。1つは、財産計算を主、損益計算を従とみるタイプである。この見解に従うと、損益計算は財産計算の結果として事後的且つ副次的なものとして位置づけられる。この見解を支持するのはジモン、オーバーブリンクマン、ケーネンベルク⁽⁴¹⁾などである。これに対して、財産計算と損益計算との間には主従関係ではなくて、対等関係があるとみる見解もある。この立場を主張するのは、例えば分配静態論を展開するモクスターである。彼の考え方はこうである。開業貸借対照表ではたしかに全く利益の算定は問題とならず、それは純粹の財産在高計算 (reine Vermögensbestandsrechnung) である。とこ

(41) A. G. Coeneberg, Jahresabschluß und Jahresabschlußanalyse, 第17版, Landberg/Lech, 2000年, 1082~1086頁。

(42) A. Moxter, Bilanzrechtsprechung, 第4版, Tübingen, 1996年, 7頁。

ろが、「それ以降に作成される決算貸借対照表 (Folgebilanz) は、開業貸借対照表と異なり、財産測定原則及び利益測定原則による二元論 (Dualismus) によって特徴づけられる。決算貸借対照表では、財産在高計算が利益計算によって相対化され、しかもこれが再び財産在高計算によって相対化される。⁽⁴²⁾」かかる二元論的意味での静態論において注意すべきは、財産計算と損益計算との対等関係を前提とするとしても、そこでの損益計算はあくまで財産計算によって規定される関係にある点である。それ故に、利益は在高計算的に算定され、規制される結果となるのである。言い換えれば、そこでの利益計算はけっして収益費用計算ではないのである。クリーム (B. Kliem) もまたこのようなモクスターと同じ考え方を示している。⁽⁴³⁾モクスターに従うと、この意味での二元的な静態論に対立する動態論は、期間利益の比較可能性の見地から経営管理に役立つ損益計算とかなり限定的に規定されるのである。いずれにせよ、二元的な静態論においては、損益計算も内包する点にその特徴がある。

ただ、この場合において財産計算を主とし損益計算を従とする見解では特に問題はないとしても、両者の対等性を前提とする見解では若干問題を含んでいる。というのは、経営管理の見地から動態論を期間利益の比較可能性を問題とした収益費用計算に基づく損益計算と狭く解釈するからである。その結果、すでに触れた狭義の一元的な静態論解釈の立場に立てば、財産計算と損益計算の対等性に基づく二元論的な静態論は明らかに利益計算を含んでいる。したがって、たとえその利益の算定方法が在高計算的に規制されるにせよ、それが利益計算であることには変わりはない。このため、その意味における二元論的静態論は動態論的側面を内包すると解されるからである。このように、静態論及び動態論をそれぞれ規定するに際して、そのなかに両者の関係をどのように解す

(43) クリームは静態論を絶対的静的貸借対照表 (absolut statische Bilanz) と修正された静的貸借対照表 (modifiziert statische Bilanz) に大別したうえで、後者については原則として財産測定と成果測定の対等性を認めている (G. Kliem, Bilanzielle Rechnungsabgrenzung, Frankfurt am Main, 2000年, 14~19頁)。

ドイツ静態論の潮流と種々相

るか否かによって、静態論及び動態論の概念規定とその範囲も自ずから異なる可能性があることを指摘しておかなければならないであろう。

その一例を示すのがモクスターによる静態論解釈の変遷である。当初、彼は解散静態論の再評価を通じて狭義の一元論的静態論を想定していたと解される。その後、これは、“抑制された静態論”では継続企業に基づく税務貸借対照表の解釈にあたって財産計算を主とし利益計算を従とする意味での二元論的静態論に変質したのである。そして、1985年商法の制定を契機として分配静態論では、財産計算と損益計算の対等性に着目した二元論的静態論にさらに変化したと解されるのである。

2 静態論の種類

このような静態論はいろいろな角度から整理することができる。

その第1は、すでに静態論の系譜で触れた通り、主として法律的会計思考を中心とした旧静態論と、主として経営経済的会計思考を中心とした新静態論とに大別することができる。この点についてモクスターは、前者について旧静的・法律的貸借対照表機能 (alte statische Bilanzfunktion)、後者について静的・経営経済的貸借対照表観 (statisch-betriebswirtschaftliche Bilanzauffassung) と呼ぶ。⁽⁴⁴⁾ なお、モクスターは1873年帝国高等商事裁判所による解散静態論を中心とした法的規定の解釈については新静的貸借対照表論 (neostatische Bilanztheorie) と名づけている。第2に、同じくモクスターは静態論を財産評価論の面から原初的静態論 (naive Statik) と現代的静態論 (moderne Statik) に区別する。⁽⁴⁵⁾ 前者は財産測定に関して時価評価を予定した時価静態論 (Zeitstatik) の性格を帯びるのに対して、後者は分配可能利益の面から実現原則を中心とした

(44) A. Moxter, Bilanztheorien, statisch, Handwörterbuch des Rechnungswesens, 第2版, Stuttgart, 1982年, 299~300頁。

(45) A. Moxter, Das Realisationsprinzip -1884 und heute, in Betriebs-Berater, 第39巻第28号, 1984年10月, 1782頁。

原価静態論の性格を帯びる。第3に、静態論は、企業の解散を前提とした解散静態論と、企業の継続を前提とした継続静態論に区別できる。第4に、静態論は立論の根拠から存在論的静態論と規範論的静態論に分けられる。第5に、静態論は静的見方から貸借対照表等式的静態論と資本等式的静態論に整理することができる。第6に、静態論は貸借対照表の作成基盤から財産目録中心的静態論と簿記中心的静態論とに分けられる。

以上が種々の側面に即した静態論に関する分類である。

3 静態論の機能

さて、最後に静態論の機能に関して考察する。

まず第1の機能として貸借対照表全体の見方として静態論は積極的な役割を果たす。もちろん、その貸借対照表全体をどのように捉えるかに関しては、種々の見方が存在し、必ずしも一様ではない。その点とはともかく、それが貸借対照表解釈に大いに資することは多言を要しないであろう。そして、これとの関係でいえば、例えば「資本調達・運用説」は1つの有力な見方を示しており、その見方に関連して展開される貸借対照表分析論もまた重要な意義を有する。逆にいえば、動態論の主張するように、貸借対照表全体を利益測定のための面から規定することは難しいことを意味するのである。

第2に、静態論は会計情報の提供面から重要な役割を果たしている。近年強調されている資産負債アプローチでは貸借対照表がきわめて重視される。このため、期末時点における時価ベースによるストック情報の開示が要請されるのである。この面と静態論は無関係ではない。たとえば、その他の有価証券の時価評価と、それに伴ういわゆる資本直入はまさにその一端を示すといつてよい。また、資産及び負債すべてに関する公正価値による評価を主張する考え方もこの流れに属するとみることができよう。なお、有用な会計情報の提供面からは、貸借対照表上の資産及び負債とは異なる範囲及び評価を収容しうる財産目録を開示させて、さらなるストック情報の充実を図る方向も一考に値する。⁽⁴⁶⁾

第3に、静態論は一般に個別財産評価を前提とするけれども、個別財産評価に基づいて総資産額ないし総資本額の適正な算定に関係する。いわゆる資本在高計算としての機能がこれである。この面はROIやROEの算定上重要な側面と⁽⁴⁷⁾いってよい。

第4に、静態論は財産処分計算とも関係する。⁽⁴⁸⁾企業の解散を前提とした場合には、企業財産すべてに関する全部財産処分計算が問題となる。これに対して、企業の継続を前提とした場合には企業の維持に支障をきたさない形での財産の一部処分計算が問題となると解される。これは実は配当規制と大いに関連する問題である。株式会社では獲得された利益が配当の財源であり、株主が払い込んだ資本の配当は原則として禁止される。ところが、わが国の平成13年商法改正に伴い、その他の資本剰余金及び法定限度額を超える資本準備金も、新たに配当の原資となることになった。したがって、株主の払込資本の一部も配当財源となる一方、また獲得された利益のうちで法的に積み立てねばならない利益準備金は配当規制される。このように、わが国の改正商法では、債権者保護思考を堅持しつつ、企業維持を損なわない範囲での財産の一部処分計算が一段とクローズ・アップされていると⁽⁴⁹⁾いってよい。これはまさしく静態論的会計思考と関係するといえよう。

静態論はこのような4つの機能を有するのである。

以上の諸点からみて、静態論は、今なお動態論と並んで重要な意義を有すると結論づけることができるのである。

(46) この詳細については、拙著、『現代財産目録論』森山書店、平成14年、205頁参照。

(47) この詳細については、拙著、前掲書注(28)、551頁以下参照。

(48) この詳細については、拙著、前掲書注(16)、563頁以下参照。

(49) 平成15年10月に公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案」によると、利益を財源とする利益配当及び中間配当と、資本を財源とする資本及び法定準備金の減少を伴う払戻し等は、株主に対する乗除金を財源とする会社財産の払戻しという考え方で整理されている（要綱試案第4部・第5・1(1)）。